

## 《公募型少額売払見積心得》

売払う物件は、全て現況による引渡しとなりますので、見積書等の提出に当たっては、公告（別記第1号様式）の売払物件に係る現地説明会に参加するなどして、必ずご自身で現物を確認するとともに、物件に関する資料及び以下の事項をよく読んでください。

### 1 買受希望者の資格

オープンカウンターの買受希望者(以下「買受希望者」という。)に必要な資格は、次のいずれにも該当しない者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1 項に規定する者(未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4 第2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2 条第2 号に規定する暴力団等であるとして北海道警察本部から排除要請があった者

### 2 提出書類

- (1) 買受希望者は、買受希望申込書(別記第3 号様式)及び見積書（別記第2 号様式）の内容をよく

確認し、その内容について同意する場合は、記名押印して提出してください。

- (2) 買受希望者は、買受希望申込書に次の書類を添付して提出してください。

ア 買受希望者が法人である場合にあつては、法務局又は地方法務局等が商業登記法（昭和38年法律第125号）により発行した「登記事項証明書」（林産物の売払いの入札参加資格を有している者は不要)なお、当該書類については、見積書提出日前4 0 日以内に発行されたものに限り。

イ 買受希望者が個人である場合にあつては、身分を証明する書類(住民票(発行後3 ヶ月以内のもの)、運転免許証、健康保険証及びパスポートのうちいずれか一つのコピー)

ウ 誓約書(別記第6号様式)

エ 委任状(別記第7号様式)

(代理人が見積書を提出する場合のみ必要となります。(個人・法人共通))

### 3 提出方法

- (1) 見積書等の提出方法は、持参又は配達証明郵便によるものとし、封書記載例(別紙4)に従って提出してください。

- (2) 見積書の受付日及び時間は、公告に定める期日までの間の土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く8 時4 5 分から1 7 時3 0 分までとします。

- (3) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

ア 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書

イ 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書

ウ 記名押印がない見積書

エ 見積書提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書を提出したときの見積書

- オ 代理人が2人以上の者の代理をして提出した見積書
- カ 見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書
- キ 無権代理人の見積書
- ク 見積書の提出に関し不正の行為があった者が見積書
- ケ 買受希望者に必要な資格のない者が提出した見積書
- コ 見積書提出日時までに提出の無かった場合及びその他見積書の提出方法に関する条件に違反した見積書

#### 4 売払いをしようとする相手方の決定

- (1) 売払いをしようとする相手方（以下「相手方」という。）は、契約を担当する課（以下「契約担当課」という。）へ見積書等が所定の期間内に到達した者とします。
- (2) 決定すべき同額の見積書が2者以上から提出があったときは、当該契約事務に関係の無い職員によるくじ引きにより相手方を決定するものとします。
- (3) 見積書等の受付日は、契約担当課に到達した日とします。

#### 5 契約の相手方の決定

見積書の開封は、別に定めた執行日時に行い、前項により決定した相手方が有効な見積書等の提出を行った者で、かつ、予定価格以上で最高の価格をもって見積りした者を契約の相手方（以下「契約者」という。）とします。

なお、2者以上から見積書等の提出がある場合は、契約者以外の者に対して契約の相手方とならなかった旨を速やかに通知します。

#### 6 契約保証金

契約保証金の率は、契約金額につき100分の10以上とする。ただし、契約金額が50万円未満の場合は、契約保証金の納付を免除します。

#### 7 契約書作成の要否及び代金支払方法

- (1) 契約者に次の書類を送付します。
  - ア 納入通知書(売買代金納付書)
  - イ 請書
  - ウ 買受産物受領書（別記第9号様式）
- (2) 契約者は、納入通知書及び請書の記載内容をよく確認するとともに、請書に住所及び氏名を記載し押印の上、速やかに持参又は郵送してください。
- (3) 代金の納入について
  - ア 売買代金は、見積書に記載された金額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方消費税(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税(消費税と地方消費税とを併せて10パーセントの税率)を加算した金額となり、一括して納める必要があります。
  - イ (1)で送付した納入通知書により、指定期日（契約締結の日から20日以内）までに納入するとともに、納入後、その写しを契約担当者宛に郵送又はFAXにより送付してください。

## 8 物件の引き渡し及び受領

(1) 物件に係る危険負担は、契約の相手方として決定した旨を北海道が通知した時点で決定者に移転します。

従って、それ以降に発生した物件の破損、焼失など道の責めに帰すことのできない損害の負担は、契約者が負うこととなり、売買代金の減免を請求することはできません。

(2) 売払物件は、代金の全部の納付があった日以後に、買受人の立会のもと行うものとします。ただし、買受人が立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、産物引渡しの通知をもって引き渡しを行ったものとします。

(3) 契約者は、物件の引渡しを受けた後には、速やかに買受産物受領書を提出してください。

(4) 搬出期限までに搬出していない売払物件については、契約者が所有権を放棄したものとみなし、当該物件の所有権は北海道に帰属することとします。